（積立式宅地建物販売業法の一部改正）

第十一条　積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ロ中「第二百八条の三」を「第二百八条の二」に改める。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第十二条　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ニ中「第二百八条の三」を「第二百八条の二」に改める。

（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正）

第十三条　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号ロ中「第二百八条の三第一項」を「第二百八条の二第一項」に改める。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十五条　前条の規定によりなお従前の例によることとされる附則第二条の規定による改正前の刑法第二百十一条第二項の罪は、附則第三条の規定による改正後の刑事訴訟法第三百十六条の三十三第一項の規定の適用については同項第四号に掲げる罪と、附則第四条の規定による改正後の少年法第二十二条の四第一項の規定の適用については同項第三号に掲げる罪とみなす。

第十六条　この法律の施行前に附則第二条の規定による改正前の刑法第二百八条の二（附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）の罪を犯した者に対する附則第五条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第五条第一項第九号の二、第二十四条第四号の二、第二十四条の三第三号、第六十一条の二の二第一項第四号及び第六十一条の二の四第一項第七号の規定の適用については、これらの規定中「第十六条の罪又は」とあるのは「第十六条の罪」と、「第六条第一項」とあるのは「第六条第一項の罪又は同法附則第二条の規定による改正前の刑法第二百八条の二（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）」とする。

第十七条　この法律の施行前にした行為を理由とする附則第六条の規定による改正後の道路交通法第九十条第一項ただし書、第二項、第五項若しくは第六項若しくは第百三条第一項、第二項若しくは第四項又は第百七条の五第一項若しくは第二項若しくは同条第九項において準用する同法第百三条第四項の規定による運転免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に道路交通法第八十四条第一項に規定する自動車等の運転に関し附則第二条の規定による改正前の刑法第二百八条の二又は第二百十一条第二項（附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）の罪を犯した者（附則第七条の規定による改正後の刑法の一部を改正する法律附則第五条に規定する者を除く。）に対する附則第六条の規定による改正後の道路交通法第九十九条の二第四項第二号ニ及び第百八条の四第三項第三号の規定の適用については、これらの規定中「第六条まで」とあるのは、「第六条までの罪、同法附則第二条の規定による改正前の刑法第二百八条の二若しくは第二百十一条第二項（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）」とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

政令

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十六号

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の施行期日は、平成二十六年一月一日とする。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十七号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中第十九号を第二十号とし、第八号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　造血幹細胞移植に関すること。

第四十三条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　造血幹細胞移植に関すること。

附　則

この政令は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）の施行の日（平成二十六年一月一日）から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

統計法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十八号

統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十一の項第三欄第三号中「調査票」の下に「（都道府県知事が配布すべきものとして経済産業省令で定めるものに限る。）」を加え、同欄第四号中「調査票」を「前号に規定する調査票」に改め、同欄第五号及び第六号中「調査票」を「第三号に規定する調査票」に改め、同項第四欄第五号中「この項第三欄第三号に規定する調査票」を「この項第三欄第三号に規定する調査票」に改め、同欄第六号中「調査票」を「前号に規定する調査票」に改める。

別表第一の十一の項第三欄第三号中「調査票」を「第五号に規定する調査票」に改め、同欄第七号中「調査票」を「第五号に規定する調査票」に改め、同欄第四号中「調査票」を「前号に規定する調査票」に改め、同欄第五号及び第六号中「調査票」を「第三号に規定する調査票」に改め、同項第四欄第五号中「この項第三欄第三号に規定する調査票」を「この項第三欄第三号に規定する調査票」に改め、同欄第六号中「調査票」を「前号に規定する調査票」に改める。

別表第二の十の項を削り、同表の十一の項を同表の十の項とし、同表の十二の項から十四の項までを一項ずつ繰り上げる。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

総務大臣　新藤　義孝
経済産業大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　安倍　晋三